

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった人

～平成19年度町県民税から還付されます～

# 申告が必要です！

申告期間：平成20年7月1日から平成20年7月31日まで

## ☆対象者

平成18年に一定の所得があったが、平成19年分において所得税がかからない程度まで大幅に所得が減ってしまった人が対象となります。

※ただし、人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった人には、この経過措置は適用されません。

## ☆申告先

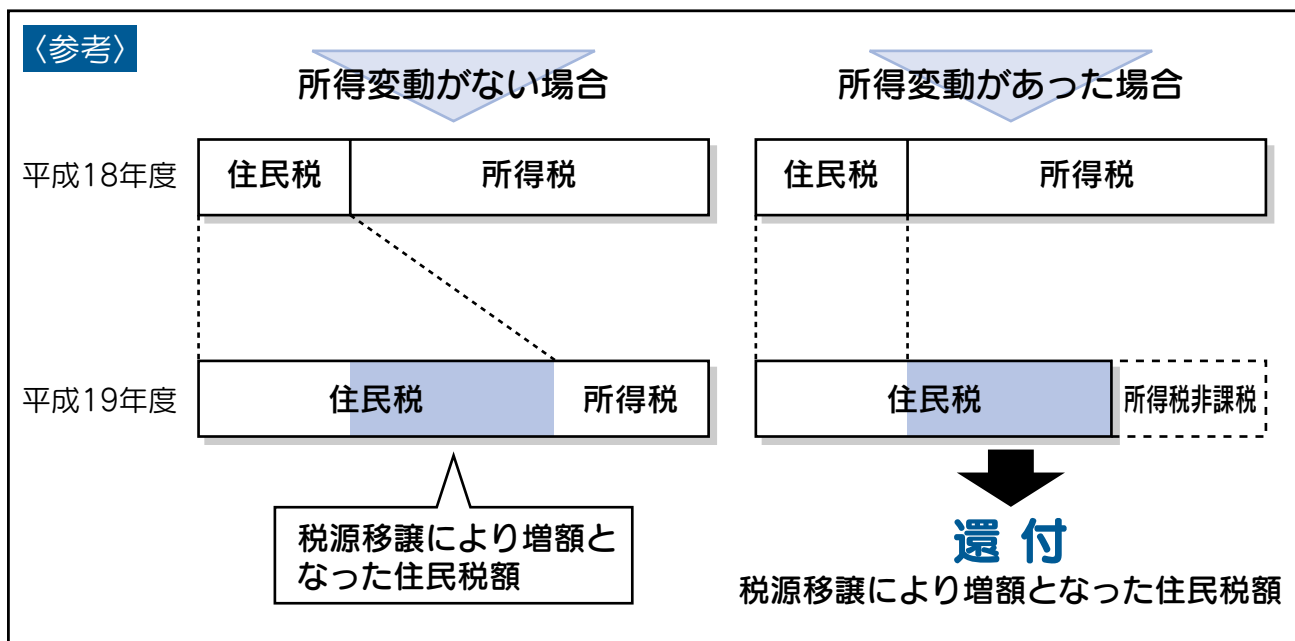
平成19年1月1日現在お住まいの市区町村（平成19年度住民税を課税した市区町村）

※平成19年度住民税が他の市区町村から課税になった人は、申告先をお間違えのないようにご注意ください。

## ☆申告書等

「市町村民税道府県民税減額申告書」を提出（役場財務課窓口にて配布）

◎申告の際は、印鑑を持参してください。



※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住していない人には、この経過措置は適用されません。

※この経過措置の対象となる人は、住民税と所得税の人的控除（配偶者控除、扶養控除、基礎控除など）額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額（課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額）以上になる人に限られます。したがって、寄付金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった人には、この経過措置は適用されません。

ご不明な点などありましたら、

役場財務課税務室 ☎54-3111（内136）まで ご連絡をお願いします。